

「現場代理人の兼任に関する取扱」の新設及び 「共同企業体取扱要領」の改正について

建設業法施行令の改正により、監理技術者の配置が必要となる下請け契約の請負代金額及び専任の主任技術者等の配置が必要となる請負代金額が引き上げられています。

これに伴い、「現場代理人の兼任に関する取扱について」を新設するとともに、一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等共同企業体取扱要領」の一部を改正しました。

1 現場代理人の兼任に関する取扱について

1 兼任の対象となる工事

次に掲げる要件をすべて満たす場合は、原則として、現場代理人の兼任の対象工事とし、同一の者が2件までの工事の現場代理人を兼任することができます。

- (1) 一般財団法人札幌市住宅管理公社(以下「公社」という。)発注の工事であること。
- (2) 請負代金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満であること。
- (3) 現場代理人は、作業期間中の現場においては常に立会うことができること。

2 兼任を認めない工事

前記1に該当する場合であっても、安全管理上、工事内容等により、兼任を認められないと判断した工事については、公告別表(一般競争入札等案件情報詳細)又は指名通知書等に「本工事は、現場代理人の兼任を認めない工事である。」と明示します。

3 兼任の手続きについて

- (1) 受注者が現場代理人を兼任させようとするときは、先行工事の監督員に連絡し、そのうえで、新規の監督員に連絡してください。
- (2) 「現場代理人の兼任届」(別紙様式)を2部作成し、新規工事分は着手届と同時に、また、先行工事分は新規工事の着手届と同時期に、それぞれの監督員に1部ずつ提出してください。

2 工事等共同企業体取扱要領について

1 工事現場ごとに主任技術者等の専任配置が必要な請負代金額(出資金額)の下限を引き上げます。

現行 2,500万円(建築工事の場合は5,000万円)



改正後 3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)

2 監理技術者の配置が必要な下請け契約の請負代金額を引き上げます。

現行 3,000万円(建築工事の場合は4,500万円)



改正後 4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)

3 改正後の具体的な取扱い（建築一式工事以外の場合）

例1 工事の請負代金額が1億5,000万円で、下請代金の総額が4,000万円未満の場合

- 代表者：専任の主任技術者を配置
- 出資金額が3,500万円以上の構成員：専任の主任技術者を配置
- 出資金額が3,500万円未満の構成員：兼任の主任技術者の配置が可能

例2 工事の請負代金額が1億5,000万円で、下請代金の総額が4,000万円以上の場合

- 代表者：専任の監理技術者を配置
- 出資金額が3,500万円以上の構成員：専任の主任技術者を配置
- 出資金額が3,500万円未満の構成員：兼任の主任技術者の配置が可能

適用年月日

平成28年7月1日以降に公告又は指名通知する工事から適用する。

問合せ先 (一財)札幌市住宅管理公社総務部総務課
契約担当係 電話 011-211-3381